

令和 7・8 年度

立川市小規模工事等受注希望者の登録を申請される方へ

立川市は、建設業の許可を受けていない等の理由により競争入札参加資格申請ができない方を対象に、令和 7・8 年度に市が発注する小規模工事及び修繕の受注希望者登録申請を受け付けます。

1 登録できる方

次の要件を満たす方で、建設業の許可の有無、経営組織等は問いません。

- (1) 主たる事業所が立川市内にあること
- (2) 建設業の許可を受けていない等の理由により**競争入札参加資格申請ができないものであること**
- (3) 希望業種を履行するために資格又は許可が必要な場合は、その資格又は免許等を有すること
- (4) 法人は法人市民税、個人は市都民税を納期限までに納付していること
- (5) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者でないこと
- (6) 立川市競争入札等参加停止基準に基づく参加停止措置を受けていないこと

2 対象となる契約

随意契約によることができる予定価格が50万円以下の小規模な工事または修繕で、その契約内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められたもの。

3 登録方法

必要書類を受付期間に立川市財務部契約課（市役所2階 46 番窓口）へ提出してください。郵送による申請は受け付けていません。

(1) 申請に必要な書類

【法人】

- ① 立川市小規模工事等受注希望者登録申請書（第 1 号様式）
- ② 立川市小規模工事等受注希望者登録受付票
- ③ 履歴事項全部証明書
提出時に**発行から3か月以内**のもの。管轄法務局で交付。
- ④ 納税証明書（法人市民税）
決算手続きが完了している直近の事業年度分。収納課（市役所1階 34 番窓口）で発行。
※発行日現在、納期限が到来したものに滞納がある場合は申請できません。
- ⑤ 印鑑証明書（正本）
提出時に発行から3か月以内のもの。管轄法務局で交付。
- ⑥ 資格証や免許証の写し
資格又は免許等が必要な業種を希望する方は免許書等のコピーを添付
※電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要です。

【個人】

① 立川市小規模工事等受注希望者登録申請書（第 1 号様式）

② 立川市小規模工事等受注希望者登録受付票

③ 代表者の身分証明書

提出時に発行から3か月以内のもので現に効力を有する部分のみ。本籍地の区市町村で交付。

④ 納税証明書（市都民税）

令和 6 年度分。（発行できる直近の年度分）

収納課（市役所 1 階 34 番窓口）で発行。

※発行日現在、納期限が到来したものに滞納がある場合は申請できません。

⑤ 印鑑登録証明書（正本）

提出時に発行から3か月以内のもの。区市町村で交付

⑥ 資格証や免許証の写し

資格又は免許等が必要な業種を希望する方は免許書等のコピーを添付

※電気工事、管工事、消防施設工事等の工事を施工する場合は、技術者資格等が必要です。

(2) 登録受付期間及び場所

【受付期間】 令和 7 年 1 月 27 日（月）から（土曜・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する
休日を除く）

【受付時間】 9：00～17：00 （12：00 から 13：00 を除く）

【受付場所】 立川市役所財務部契約課（立川市役所 2 階 46 番窓口）

4 申請書等の記入方法

(1) 立川市小規模工事等受注希望者登録申請書（第 1 号様式）

① 「名称」は、通常使用している名称を記入し、名称がない場合は記入しないで下さい。

② 「所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入して下さい。

③ 「役職名・代表者名」の「役職名」は、法人の場合は商業登記簿上の「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入して下さい。

④ 「登記印鑑」は、法人の場合は登記印鑑を、個人事業主の場合は実印を押印して下さい。

⑤ 「使用印鑑」は、**登記印鑑以外の印鑑を見積書や請求書等に使用する場合のみ**、その印鑑を押印して下さい。ゴム印等の変形しやすいものや、量販され同様の印影があるようなものは避けて下さい。

⑥ 「希望業種」は次ページの「11 業種一覧表」を参照の上、業種番号、業種名を5業種以内でご記入ください。資格または免許等が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可証等の写しを添付して下さい。

⑦ 「主な業務内容」には、希望業種のうち、専門分野、得意分野等について具体的にご記入ください。
発注の際に参考にします。

(2) 令和 7・8 年度立川市小規模工事等受注希望者登録受付票

所定の事項を記入してください。申請書類を受け付けたときに、受付印を押印し申請書を持参した

方にお返しいたします。受付票は、変更届提出時にも必要ですので、大切に保管して下さい。

5 登録の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

(ただし、令和7年3月26日以後に登録申請をした者の有効期間は立川市小規模工事等受注希望者登録要領第4条3項のとおり)

6 申込後の業種変更

特別な理由がある場合を除き、申請後及び有効期間内での申込業種の追加・変更はできません。

7 登録者名簿の公表

登録者名簿は、庁内に公開するほか、一般に公開する場合がありますので、予めご了承ください。

8 法令等の遵守

この制度に基づく契約の履行に当っては、立川市契約事務規則その他関係法令を遵守してください。

9 登録者名簿からの抹消

登録者名簿に掲載されている方が、1に規定する登録要件に該当しなくなった場合のほか、申請書に虚偽の記載をした場合、契約に関して不正又は不誠実な行為等があった場合には、当該名簿から抹消します。

10 注意事項

この制度は、登録することにより受注を約束するものではありません。

11 業種一覧表

業種番号	業 種	例
1	土木	道路の修繕等
2	建築	建物の修繕等
3	大工	大工、型枠、造作等
4	左官	左官、モルタル、吹付け等
5	とび・土工・コンクリート	とび、足場等仮設、工作物解体、土工、コンクリート、ネットフェンス修繕等
6	石	石積み修繕等
7	電気	送配電設備、構内電気設備、照明設備等の修繕
8	管	空調設備、給排水・給油設備、厨房設備、衛生設備、ダクト等の修繕
9	タイル・れんが・ブロック	コンクリートブロック積み、レンガ積み、タイル張り等の修繕
10	舗装	アスファルトほ装、砂・砂利ほ装修繕等

11	板金	板金加工取付け修繕
12	ガラス	ガラス加工取付け修繕
13	塗装	
14	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング、シート防水等の修繕
15	内装仕上	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、たたみ、ふすま、カーテン・ブラインド等の修繕
16	電気通信	電気通信線路設備、電気通信機械、放送機械等の修繕
17	造園	植栽、公園設備、園路等の修繕
18	建具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等の修繕
19	その他	上記にあてはまらないもの

12 登録事項の変更の届出

登録事項(申込業種を除く)に変更が生じた場合は、小規模工事等受注希望者登録内容変更届(第2号様式)により、遅滞なくその旨を届け出てください。

◎変更届は、市ホームページの契約関係書式からダウンロードが可能です。

◎変更届には**受付番号**(受付時に受付票に記載)を必ず記入してください。

◎変更届の提出の際は、必ず**受付票**もお持ちください。

◎**郵送の場合**は、変更届、**受付票**、**添付書類**、**切手を貼った返信用封筒**を同封してください。

変更事項	添付書類
商号又は名称	法人：履歴事項全部証明書・印鑑証明書 個人：必要ありません。
所在地	法人：履歴事項全部証明書 個人：住民票
代表者名	法人：履歴事項全部証明書・印鑑証明書 個人：住民票
登記印鑑	印鑑証明書
使用印鑑	必要ありません。
電話・FAX番号	必要ありません。
許可・登録	変更又は更新後の許可・登録証明書

※ 履歴事項全部証明書・住民票は写し可

問い合わせ先

立川市財務部契約課工事契約係

電話 523-2111(内線2717)